

○議長（茅沼隆文）

日程第8 議案第4号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、地域別最低賃金の改定に伴い、徴収嘱託員の報酬のうち時間額を引き上げることとしたいので、開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

よろしく願いをいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼税務窓口課長。

○参事兼税務窓口課長（鳥海仁史）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第4号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成30年3月6日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、今回提出させていただいております内容について御説明いたします。

町の非常勤職員であります、徴収嘱託員の報酬につきましては、時間額及び徴収割をもって報酬が構成されておりますが、このうち時間額につきましては、一般事務を執り行います、非常勤職員の賃金と同じ性格の時間単価として設定してございます。

神奈川県では、昨年10月1日付で県下の最低賃金を930円から956円へ26円増額改訂してございます。これに伴いまして、町の徴収嘱託員報酬も本年4月以降に発生する時間額について、単価の見直しを図りたいため、条例改正をお諮りするものでございます。なお、見直し後の時間額は町の非常勤職員の賃金単価と同額となります。

別表の45で徴収嘱託員の報酬をお示ししてございますが、改正後の時間額で980円、改正前では960円でございます。改正にあたりまして、20円を増額しようとするものでございます。

それでは、1ページをおめくりください。改正する条例案を朗読いたします。

開成町条例第 号。開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例、昭和37年開成町条例第1号の一部を次のように改正する。

次の改正前の表に掲げる別表を改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。こちら、別表の中の第45号になります。改正後の欄の下線部分、時間額、980円でございます。これが、改正前では時間額、960円ございました。

それでは、付則でございます。この条例は平成30年4月1日から施行する。以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質疑がないようですので、討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

では、討論もないようですので、採決を行います。

議案第4号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決いたしました。